

令和2年 5 月25 日

保護者の皆様へ

横浜市子ども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の解除後の保育所等の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営に御協力いただき、ありがとうございます。

現在の緊急事態宣言下での保育所等の利用については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」により、皆様にも御協力をいただいています。神奈川県においては、早ければ5月25日をもって、指定が解除される可能性があるため、今後の保育所等の利用についての考え方をお示しします。

国からは、宣言が解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされており、保育所等では特に業務の性質上、いわゆる「3密」（「密閉」「密集」「密接）」をなくすことが困難であることから、神奈川県緊急事態宣言が解除された場合も、本市においては今和2年6月30日までの間、引き続き保育所等の登園自粛を要請することとします。

指定が解除された場合には、保育所等の利用にあたっての保護者の具体的な職業要件等についてはお示しをしないことが考えられますが、感染拡大を防止する観点から、仕事を休むことが可能な場合など、御家庭で保育ができる環境にある場合においては、引き続き登園の自粛や、勤務の調整などによる短時間での利用、週に1日、2日でも利用しない日を設けるなど、必要最小限での利用をお願いいたします。

なお、登園を自粛していただいた場合の利用料（保育料）及び給食費についての取扱いは、これまでと同様となりますので、下記をご参照ください。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び、適切な保育の実施のために、皆様お一人ひとりの御協力をお願いいたします。

1 6月分の利用料（保育料）について

【0～2歳児クラスのお子様を持つ横浜市にお住まいの保護者の方※】
登園自粛を要請する期間中の園児の利用料（保育料）については、登園した日数にのじて、利用料をお支払いいただくこととします。

(1) 認可保育所の利用者の方

6月分の利用料（保育料）に関しては、5月分と同様に、登園日数に関わらず徴収（口座振替等）を延期します。後日、登園日数に基づき変更後の利用料（保育料）を算定し、12月分と合わせて12月末に徴収することとします。

(2) 認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）の利用者の方
6月分の利用料（保育料）に関しては、施設に返金対応もしくは徴収延期をお願いしておりますが、利用料（保育料）の徴収時期や方法については施設により取扱いが異なりますので、詳細は各施設に御確認ください。

※1 利用料（保育料）の日割りにについては、市町村により取扱いが異なります。横浜市内にお住まいの方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※2 横浜保育室・年度限定保育事業を利用されている方の日割り対応については、別途お知らせします。

2 給食費について

3～5歳児で、給食を提供しない場合の給食費の取扱いについては、各園で異なりますので、利用している園に御確認ください。

（0～2歳児については、利用料（保育料）に含まれますので、上記1をご覧ください）